

平成 22 年 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 22 年 12 月 16 日

赤井委員

私の住んでおります平塚市にある国道 134 号は、今年の 3 月に湘南大橋が開通して、高浜台交差点まで 4 車線化しました。ここから大磯町まで国道 134 号の暫定 4 車線化が決まりました、平成 28 年度供用を目標としているということですが、現在、平成 26 年度に供用開始ができるのではないかとされておりまして、そこが拡幅されるということになりますと、今、湘南海岸に松林がありますけれども、この松林は砂防林ということでありまして、この砂防林の一部を伐採しなければいけないということになってくると思います。実際、高浜台交差点の既に出来上がっているところですが、砂防林の一部を伐採しました。そこを、去年の今頃、潜在自然植生という工法でシイ、タブ、カシを土木事務所などが植栽をしました。

昨日は、ちょうど反対側の高浜台交差点の北側に壁があるのですが、壁と既存の道路との間が広い所で約 5 メートルぐらい、狭い所は本当に何もない三角形の土地なのですが、そこで昨日も植栽を土木事務所と一緒に、500 本ぐらいでしたけれども植栽をいたしました。工事に伴って結構いろいろな樹木が伐採されてしまうということです。これから国道 134 号のそばにある今の松林の問題について若干聞きたいのですが、湘南海岸はどこが設置しているものなのか、どのような基準で砂防林ができているのか、その辺について教えていただきたいと思います。

森林再生課長

所管は県土整備局になるかと思いますが、そこで砂が飛んでくる飛砂の防止のために植栽して、そういう機能を果たしているということでございます。設置する基準は県土整備局の所管でございますので、どういう基準でそこを整備するかということは、承知しておりません。

赤井委員

今、植えられているのがほとんど松で、所管しているのは県土整備局ということですが、植えられている樹種についての規定はありますか。

森林再生課長

私が承知しているのは、トベラ、松、そういった樹種を植えておりまして、基本的には潮風に強い樹種を基本的には植えている。それからまた、葉が茂らない常緑広葉樹を植えていると承知しています。

赤井委員

特にトベラなど、常緑広葉樹が植えられている。その中で松が特に植えられているわけですが、よく白砂青松と言いますけれども、白い砂と青い松ということです。そこら辺の白砂青松の語源について分かれば伺いたい。

水・緑部長

確かなお話ができるかどうか分かりませんが、白砂青松という言葉自体は、私の記憶でいえば、三保の松原など、富士山を背景にした駿河湾の海岸線から発祥したものではないかと記憶しております。松は植えたものではなくて、自然に生えている松の景勝と、後背地の山の景勝で、海と山が一体となっ

たイメージがそういう言葉になったのだらうと思っております。

赤井委員

私は平塚市で生まれて、育ったのは二宮町ですから、海岸には松というイメージがずっとあったのです。ちょうど大磯高校の前の周辺に、たしかサーフ90の時に長州知事が、横浜国立大学の植物の植生が専門の教授に依頼して、潜在自然植生という工法で様々なものを植えました。今は大磯高校の外周に植樹されたものが見事な垣根となって、高校を全部囲っているという形になっています。そういう意味では、松に限らず、先ほど森林再生課長がおっしゃったように、常緑広葉樹ということで、また地元にあった樹木であればいいと思うのです。小さい時、松枯れをよく見ました。昔はよく、グライダーなどで薬剤散布をしていたと思うのですけれども、松枯れに対してどういう対応をしているのでしょうか。

水源環境保全課長

現在、神奈川県松枯れ対策については、その原因がマツノマダラカミキリムシ、マツノザイセンチュウということですので、予防的な樹幹注入による対策を行っています。マツノザイセンチュウによって枯れた松については伐倒駆除しています。

今、委員お話しの中散布につきましても、他の県では一部やっている箇所があるようですが、薬の被害が広がってしまうということで、都市部でやっている箇所は少ないと承知しております。

赤井委員

空中散布をしなくなってから松枯れが増えたということはないのですか。

水源環境保全課長

空中散布と松枯れ被害の関係については、承知しておりません。

赤井委員

先ほど、砂防林については県土整備局の所管だとおっしゃっていましたが、湘南海岸の砂防松の松枯れ対策等についての所管はどこなのですか。

水源環境保全課長

基本的には県と市町村になります。ただし、環境農政局が行っております松枯れ対策は、県土整備局所管の砂防林については対象外の扱いになっております。

赤井委員

では、ちなみに県土整備局所管の松はどこ松でしょうか。あるいは、環境農政局所管の松として管理している箇所はあるのですか。どこで線引きしているのですか。

水源環境保全課長

まず、県の松枯れ対策の仕組みなのですが、一つは県で指定区域を決めております。県指定の区域といいますのは、例えば公益的機能の高い森林ですとか、県土を代表するような風致地区について、県で高度公益機能森林という指定をまず行います。そこから外れた箇所につきましては、今度は市町村で、市にとって風致上重要なものについては、地区保全森林の指定を行います。松枯れ対策は、県が指定した高度公益機能森林と市町村が指定した地区保全森林、これ

に対して松枯れ対策ということで樹幹注入や伐倒駆除を行っていくという仕組みです。

先ほど申しました、大磯町などにあります砂防林の区域については県土整備局で所管しておりますので、そこについては高度公益機能森林でも地区保全森林の指定にも入っておりませんので、環境農政局で伐倒駆除等を行っていないということです。

赤井委員

具体的に、例えば平塚市の国道 134 号のそばに松林があります。あそこはどこの管理するのですか。

森林再生課長

今申し上げましたように、県土整備局が植栽した箇所については、基本的には県土整備局がいわゆる薬剤散布を行い、松枯れを防止していると聞いております。

赤井委員

例えば花水川を渡った辺りから西湘バイパスまでにある松林はどこが管理しているのですか。

森林再生課長

基本的には調べてみないと分からないのですが、先ほど言いましたように、県土整備局が所管して植栽した箇所については県土整備局で薬剤散布を行い、まとめて管理して松枯れの対策を講じております。

環境農政局長

明確な部分は調べないと分かりませんが、森林の管理ということで申し上げますと、国道 134 号線沿いは国有海浜地であり、管理は県土整備局でやっておりますので、県土整備局で松枯れ対策の対応をしています。平塚市内の国道 134 号より北側、あるいは花水橋を渡りまして向こう側の民地に当たる部分については、それぞれの土地の所有者が管理しているという形になるかと思えます。県の松くい虫対策については、国有林や県が管理している森林についてはそれぞれの責任でやる、そして民有林、個人でお持ちの方等の所有地の松枯れ対策については県と市町村が連携して支援している。こういう構造になっております。

赤井委員

例えば大磯町役場から大磯町のプリンスホテルの近辺の松林は別として、それから西湘バイパス沿いの二宮町の民有地に入っていない部分について、どこが所管しているのか教えていただきたい。

森林再生課長

まず、松林の防除対策につきまして、基本的なことを御説明させていただきますと、保安林など公益性の高い松林でありますとか、あるいは県土を代表する風致景観を有する樹林などについて、県は県下で 14 箇所 56 ヘクタールを高度公益機能森林に指定しております。また、市町村において市町村の保存樹林でありますとか、あるいは市町村の風致景観を代表するような森林 137 箇所 160 ヘクタールを地区保全森林に指定してございます。また、こういったそれぞれの松林に隣接するいわゆるバッファゾーンとしての森林についても、被害拡

大防止森林として15箇所6ヘクタール、合わせまして166箇所222ヘクタールを、将来とも松林としてきちんと保全していこうという松林に指定いたしましたし、県と市町村が連携して、被害の予防でありますとか被害木の伐倒駆除、こういったことを実施しております。

そこで、国道134号線沿い及び西湘バイパス沿いにあります松林でございますけれども、平塚市との境にある松林を除きまして、二宮町との行政境まで、大磯町の指定する地区保全森林に指定されておりました、この森林につきましては大磯町が樹幹注入でありますとか、被害を受けた松林の伐倒を県の補助を受けて実施してございます。また、平塚市との境にあります松林でございますけれども、これは国有林でございます、海岸線を管理します藤沢土木事務所が管理している森林でございます、この松林については藤沢土木事務所が同じく薬剤散布を実施して松林の保全を図っている状況でございます。

赤井委員

そうしますと、大磯高校の松林は、藤沢土木事務所で所管している国有林、それ以外の大磯町役場辺りから二宮町との町境についての松林については大磯町が管理し、県が補助しているという捉え方でいいですか。

森林再生課長

委員おっしゃるとおりでございます。

赤井委員

松枯れ対策について先ほど来いろいろなことをおっしゃってございましたけれども、湘南海岸ということだと、どの程度松枯れ等についての対策をされているのでしょうか。

水源環境保全課長

湘南海岸ということでお答えさせていただきます。

まず、平成22年度予算ですが、松くい虫の防除事業で樹幹注入の関係で、国庫補助分930万円、県単独事業分650万円です。合計で1,580万円となります。この予算の中で伐倒駆除や樹幹注入の支援を市町村に対して行っています。

赤井委員

樹幹注入等は様々な工法があると伺っているのですが、そういう工法等の検討はされているのですか。

水源環境保全課長

松枯れ対策につきましては、現在行っております樹幹注入と伐倒駆除だけでありまして、その他の手法は今のところ検討しておりません。

赤井委員

樹幹注入の方法もいろいろなものがあると思うのですが、そこら辺の検討というのはされているのですか。

森林再生課長

基本的に、今松くい虫対策として実施しているものは、まず予防するという対策と、それから被害を受けた松を伐倒して、まん延しないような方法をとっております。以前は、主に薬剤散布を予防対策として実施しておりましたが、非常に住宅に近いということで、健康被害の心配がございましたので、アンプルで注入する樹幹注入に大きく対策を切り替えてきています。この方法

の経費は高いのですけれども、1回樹幹注入をしますと3年から5年の薬剤効果がありますので、それを繰り返した中で予防しています。そういった方法が全国的にも一般的に行われています。

赤井委員

いろいろな対策等があると思います。そこら辺について、今後も様々な対応をお願いいたします。相手の虫もだんだん耐性が付いてくると薬剤関係もどんどん強くしなければいけないということもあると思います。そういう意味で様々な対策について検討していただきたいということを要望してこの質問は終わります。

次に、今回報告がありました台風第9号に起因する被害に係る復興・復旧対策等についてお伺いいたします。

先日、公明党県議団として、11月19日に静岡県小山町、鮎沢川、その支流にありました須川と野沢川、丹沢湖周辺、山北町浅瀬地区、飯泉の取水ぜきから、最後には水産技術センター相模湾試験場まで、丸々1日かけて台風第9号の状況を視察してきました。自分の目で見るとともに、映像でも見たのですけれども、本当に大変な状況だということがよく分かりました。

そういう状況を見てきた中で何点か質問したいと思いますが、所管が、環境農政局だけではなくて企業庁だとか、県土整備局にわたってしまうかもしれないのですが、分かる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

まず、静岡県の小山町、鮎沢川の支流に野沢川というのがあります。須川もあるのですが、須川はまだ何も工事をしていませんでした。野沢川だけ工事をしていたのですけれども、野沢川の上流で相当の雨量が降ったということで、護岸が完璧に削られて道路が寸断されていました。もしここにいたら大変だったと思うぐらいでした。護岸の上から10メートルくらい下に流れている川に全部道路が落ちてしまっていました。そういう中で、今復旧工事で重機などが出入りをしていまして、それこそ泥水をすごい形でかき回していました。こういう状況があれば、下流にも泥水となって流れてくるということは当たり前だと思ったわけですが、静岡県から流れてくる濁水の対応について、神奈川県としてどのように対応してきたのか、まず最初にお聞きいたします。

環境農政局企画調整部長

静岡県への対応ということで御質問がございました。静岡県も被災を受けましたので、県と被災の状況を情報交換することがございますけれども、あわせて、いわゆる濁水による神奈川県への影響がございますので、まず担当課長レベルで情報交換等をするための場を設け、あわせて、先般、安全防災局長以下、県土整備局、それから私が静岡県庁に赴きまして、県の状況と、それから静岡県の状況についての情報交換の場を設けるということで話をさせていただいたということでございます。酒匂川水系連絡会を設置し、その中で、被災状況ですとか、災害復旧工事等のスケジュール等に関する情報の共有を進めているということでございます。

赤井委員

報告書にもありますように、酒匂川水系連絡会は、両県の所管課による連絡会ということですが、復旧工事の際の配慮を依頼すると書いてあるのですが、こ

の復旧工事の際の配慮とは、具体的にどういう配慮をお願いしたのですか。ここにもありますように、今後3年間ぐらい工事が続くと言われていています。実際に見てきて、例えば泥水だったら、それを別の調整池みたいな所に一旦ためて沈砂させて、そして上水だけを流すということをすればいいのですけれども、現実には野沢川は狭い川幅ですから、とてもそんなことはできないと思います。そういう意味では、現地を見て具体的な対策をお願いしているのか、ただ向こうに配慮してくださいと言っているものなのか、具体的にその辺についての詰めはどうなっているのですか。

環境農政局企画調整部長

具体的な調整ということでございますけれども、まだどういう工事が今後必要になってくるのか、それからそのためにどういう対策が立てられるのか、また、発生源が工事箇所だけに限られて、工事箇所だけが原因なのか、それらのことを含めて少しはつきりしない部分がございます。また、専門家の意見等をお聞きする必要があると考えておまして、現在学識経験者をお願いをいたしまして、その調査を進めているところでございます。その調査の中で、例えばそれが工事に由来するものなのか、あるいはさらに自然由来の原因があるのか、そういうことを確認した上で、実際に工事の中で発生しているものがあれば、濁水等の発生をできるだけ抑える方法としてどんな方法があるのか、学識経験者の方から御意見等を頂戴して、その辺を基にしながら静岡県と調整していきたいと思っております。具体的にどのような方法があるかといいますと、先ほど言われた河川をいきなりかき回すのではなくて、河川の水を流す水路を別途に造りまして、空いた所をしゅんせつするとか、そんなことが考えられないかということでもあります。

赤井委員

今、私が聞いたのは復旧工事への配慮は、具体的にどのようなことか聞いたのですが、ちなみに野沢川の現地で、今重機を入れてかき回している現地を、企画調整部長も御覧になったのですか。

環境農政局企画調整部長

静岡県で実際に災害復旧している現場については、私はまだ拝見しておりません。ただ、静岡県でやっている状況ですとか、環境農政局の職員が見た箇所がございます。そのような状況については確認しております。その中で、先ほどお話ししたように、一部の河川では横に水路を造って、その箇所を流しながら河床のしゅんせつを行っているという状況がございました。

赤井委員

やはり自分の目で見ようということで、現地の工事中の野沢川について、遠くからですけれども見せてもらいました。そういう点では、他に水路を造る方法は可能かどうかと考えたら、あそこ場所ではとてもではないけれどもできないという感じがしました。そういう意味では、静岡県からの説明、写真、ビデオという形だけで判断する、また専門家の方々の意見だけで判断するというのではなくて、やはり現地に赴いて自分の目で見て、そして静岡県側から提示された内容について、これが実際に妥当かどうか判断することが必要だと思います。我々は被害者ですから、発生源となってる静岡県の言うなりに、そう

ですか、それをお願いします。これではいけないという感じがします。そういう意味では、当然こちらからも足を運んで、それに対してはこういう方法もあるのではないのかと一緒に考えていく姿勢が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

環境農政局企画調整部長

委員御指摘のとおりだと思います。先ほど学識経験者の方に御意見を頂きたいということでお話をさせていただきました。実は来週になりますが、その学識経験者の方、それから本県のそれぞれの関係部局の技術の職員、そういう者が現地に赴きまして、実際どのような被災状況なのか、特に復旧工事等がどのように行われているのか確認するために静岡県に行きまして、実際に視察することを考えております。先ほど委員がおっしゃった野沢川につきましても、視察させていただく予定でございます。

赤井委員

環境農政局長以下、部長も全員、一度現地を見てこられるということですが、そうすれば、皆さんから上がってきた対応策などについて、これはもう少しこのようにした方がいいということ、具体的に示せるのではないかと思います。是非現地視察での確認をお願いしたいと思います。

次に、山北町浅瀬地区で土砂の流出が生じて、山林等が崩れました。相当のひどい土砂崩れで、その下にあった木材の管理小屋などがほとんど壊滅状況になっていました。この土砂流出があった箇所は民有林なのかということと、何でそこだけ土砂流出が起こったのか、分かる範囲で結構ですのでお伺いします。

森林再生課長

住宅が2軒、流れてきた土砂によって崩れたという箇所がありました。一番上の尾根からの土砂の流出が原因となっています。土砂の流出があった箇所は、以前は、かながわ森林づくり公社が所有していました林地でございますが、今県に移管されていまして、そこから土砂が流れて人家に被害が出ているということでございます。その尾根の下は全て民地、民有林ということになっております。以前、住宅のわきですけれども、治山工事で土砂受けといったものを施工しておりまして、それがかなり効いたということで、土砂受けによって、住宅を全て押し流すといった大きな被害は免れたと思っています。

それから、土砂流出が起こるメカニズムは、土砂に大量の水が入り込んで、土砂が地すべりを起こしたことが原因で、現地の被害が起こったと考えております。ここ以外につきましても、県営不老山林道といたしまして、静岡県小山町との県境がございますけれども、そういった所でも同じような山林災害が起こっております。県営不老山林道の復旧は、国有の湯船林道がかなり被災している状況でございますので、その回復を待って復旧工事に入る計画でおります。

赤井委員

民有林で、ほとんど整備がされていないところがあると思います。間伐だとか様々な点が整備されていないところは土砂の流出が起こってしまうことが考えられると思います。そういう意味では、民有林で整備されていない箇所、また今後土砂流出等が起きそうであるという箇所については、民間に任せたま

ではなかなか大変だと思いますが、山北町浅瀬地区の整備について、積極的にチェックしながら、早急に整備していただきたいということを要望しておきます。

アユの遊漁の解禁は、12月1日からということですがけれども、アユ釣りはほとんど不可能ということです。アユの遊漁の対応は、酒匂川漁業協同組合が行っているということなのですが、このままでは、酒匂川漁業協同組合は倒産してしまうのではないかと思うのです。その辺の対応等についてはどのようにしているのでしょうか。

水産課長

台風第9号の被害を受ける前にアユ釣りを行う方は、1日大体200人から450人ぐらいございましたが、台風第9号の被害の後にはゼロから20人程度という状況になっておりまして、9月以降、アユの禁漁期を除きまして、お客が非常に減ったということです。

漁協の経営につきましては、アユの遊漁券を販売して、それを種苗放流等に使うという経営のやり方をしてございますけれども、現在、最終的に漁協は幾つかの支部に分かれておりますので、そこで遊漁料の収入等を計算しているところでございまして、経営に与える影響について、今のところ正確には把握できておりません。こういう状態になっておりますので、9月以降の種苗の放流を取りやめたり、また釣り人を監視するアルバイトも必要ないということで、出費を抑えている状況でございます。

来年の種苗放流をどうするかという問題でございまして、県としましては、遊漁料を徴収する代わりに種苗放流の義務を課してございます。これを毎年決めるわけでございます。このようなアユ等の状況でございまして、養殖の義務を軽減するという方向で今考えているところでございます。

赤井委員

実際に漁協は、遊漁料の収入により運営されているということです。また先日のお話では、12月から水質調査を週1回ごとに行っていくということだそうですので、酒匂川漁業協同組合による種苗放流がこれから何年先に再開できるかわかりませんが、しっかりと状況等については話を聞いてあげて、そしてまた経営状況等についても見ていってあげていただきたい。アユ釣りを楽しみにしている人が多くいるわけですので、しっかりと見ていただきたいと思えます。

次に、文命用水について先日、杉山委員からお話がありましたけれども、現在の状況は、取水口とか水路に土砂が堆積して、通水がままならなかったという状況だったそうですけれども、通常に通水の状況に戻りつつあるということなのですが、現在の状況、それからその土砂を取り除く方法はどのような形であったのでしょうか。

農地保全課長

文命用水は、農業用水の用途の他に東京電力の発電用水としても兼用しております。東京電力が取水いたしまして、内山発電所で使用し、それから下流に通水し、文命用水と名前が変わるわけでございます。その内山発電所上流側に沈砂池を設けてございます。取水しますと、東電の発電用水路が直角に曲がり



まして、直角に曲がりました直下に沈砂池を設けてございます。そこで非常に多くの砂がたまるような仕組みになってございます。そこで、酒匂川への排砂もできるようになってございまして、現在の状況でございますけれども、11月24日からは、わずかに排砂ゲートを上げつつ、砂を吐き出すのと同時に通水も通常に近い形で開始しております。

この両3日ぐらいは、もっと下流側の農業用の取水ゲートの修繕を行っておりますので、12月17日まで取水を取りやめております。17日の夜か18日から、また通常の通水を開始するという報告を受けております。現在は取水を取りやめておりますので、沈砂池の方も全てゲートを開放しておりますから、沈砂池、水路、共に堆砂はないという状況です。

あと雨が降りますと、酒匂川の水位が上がります。そうすると、酒匂川の中にたまっております土砂が巻き上げられて取水口に入ってくるという状況で、また沈砂池等に砂がたまる可能性があります。東京電力で今管理していただいているのですけれども、いろいろ試行錯誤をしながら、ゲートをどのぐらい上げたらいいのかとか、あるいはゲートを上げるだけでは間に合わずに、一時通水停止して排砂作業をしなければいけないかということをいろいろな形で試しております。初めての経験でございますので、東京電力も管理に非常に苦労しながら、できるだけかんがい用の水路に砂が混じらない形で工夫している現状でございます。

赤井委員

先日の防災警察常任委員会の質疑で、田んぼはもともと水が濁っている所だから、そこに濁水を3年間入れ続けても大して問題はないということが環境農政局の見解ということで、防災警察常任委員会の質疑にあったと聞いているのです。3年間濁水が続くということで、今のような濁水では水稻の生育への影響がないと考えている。こういう環境農政局の見解があったということです。防災警察常任委員会の質疑の中で答えているということですが、水田については濁水の影響はほとんどないという見解を示したことは事実でしょうか。

農業振興課長

水稻の生育の影響ということでございますが、昭和45年に農林水産省が、学識経験者あるいは研究者の協力を得まして、農業用水の基準というのを定めてございます。これによりますと、浮遊物質、SSと申しますけれども、これが1リットル中100ミリグラム以下という基準がございまして、それに関連しまして、なぜ100ミリグラムなのかということでございますけれども、これを超える場合には、水田への土砂の堆積が3センチメートル程度にはなるだろうということから、100ミリグラムの基準をつくっていると伺ってございます。基本的に、この1リットル中100ミリグラム以下であれば、3年間という期間では、現状では水稻の生育の影響はないと考えてございます。

赤井委員

防災警察常任委員会の中で、今の濁水での影響はほとんどないという答弁に対しまして、実際に農業をやられている委員からすると、とんでもないということなのです。その辺について、確かに科学的な分析では、影響がないということなのかもしれないのですけれども、こういうことは心理的に相当影響して

しまうと思うので、言葉はきちんと選んで言っていたかかないといけないと思います。100 ミリグラム以下だから大丈夫だということですが、実際に汚れた水を見てしまったら、本当に大変だと感じると思います。言葉について非常に気を付けて言っていたかきたいと思います。その辺は是非気を付けていただきたい。

相模湾の漁業ということで、アワビとか海藻の生育のスライドを見せていただきました。今までにないくらい汚泥がこびり付いている状況を、スライドで見せていただきました。自然に汚泥が落ちるということはあるのですか。それはどのぐらいかかるものなのか。その辺の状況について教えてください。

水産課長

私どもも初めてのことでございますので、専門家に意見を聞いてみました。水深 10 メートルより浅い所は、春一番の 2 月、3 月に吹きます風に伴う波浪等で中がかくはんされますので、解消できる可能性があるということでした。大体カジメという海藻類は水深 20 メートルぐらいまで生えますけれども、それより深い、10 メートルから 20 メートルの間の海藻類については問題が長期化するのではないかとこの御意見を頂いているところでございます。

赤井委員

カジメ等の写真を見ましたけれども、本当に灰のように真っ白になってしまっているという状況ですし、また、水産技術センター相模湾試験場で、例えばアワビが岩の下に付いている、オーバーハンクになっている所まで泥で全部覆われているという状況をスライドでも見せていただきました。これは大変な状況だと思うのですが、現地ではいろいろと状況調査のため潜水を逐一行っているということなのですが、アワビとかカジメの状況の変化はどうでしょうか。

水産課長

潜水調査では、同じポイントを比較して調査はしていませんが、同じような場所に潜っております。水深 6 メートルより浅い場所では、かなり泥が落ち始めているという状況は確認してございます。それより深い場所はまだ残っているということが確認されてございます。

赤井委員

ちなみに、こういう泥水でなくて、例えば火山の噴火だとか、いろいろなことがあると思うのですが、海の中のカジメがここまで汚泥に汚されてしまうという被害の例、そしてそれに対してどのように対応したかといった具体例は、全国的にはあるのでしょうか。

水産課長

私の方で調べた範囲では、平成 12 年に三宅島が噴火した際、火山灰が海底に積もって、その時は十数センチメートル、15 センチメートルとか 10 センチメートルとか、そういう厚さで積もったということです。その時は、かなり火山灰が積もって窒息したトコブシ、あるいはテングサなどに被害が出たということを知っております。ただ、あそこは黒潮の流れが速いということから、9 箇月程度でかなりの部分の泥が流れてしまって、4 年半後に皆さん帰島された頃は、順調に回復している。そのために、東京都は、トコブシの種苗の放流を漁協と一緒にやっていると聞いてございます。

赤井委員

三宅島の場合は外洋にあるということがあります。今お話があったように、しけとかがしょっちゅうあると思うのですが、小田原漁港の辺りは、相模湾という内海みたいな場所ですから、そういう点で三宅島とは比較にならないし、実際に9月からもう3箇月たっているのですが、ほとんど状況は変わっていないということを考えた時に、相当影響は長引くと思うのです。

今回の視察は、小山町から始まって小田原漁港、水産技術センター相模湾試験場まで見せていただきました。今回は特に小山町と山北町は局地激甚災害に指定されました。当然のことながら、これから先のことについて何が起こってくるかまだ分からないわけです。ましてや濁水に対しての対応となると、また大変だと思うのです。企業庁も年間の3倍の凝集剤を使って、泥などの沈殿を起こさせていると聞いております。そういう意味では、今後更なる被害への対応の必要が出てくると思います。それからまた、現地の漁協、小山町、山北町、それから農業用水でいけば農協だとか、いろいろなところとの対応が必要になってくると思うわけです。

そういう点では、現地に是非そういう対策本部を設けて、各所管で連携をとりながら、すぐに現場に飛ぶことができる対策本部みたいなものを開設して対処すべきではないのかと思います。最後に環境農政局長から、そこら辺についての今後の対応をお伺いいたします。

環境農政局長

今、赤井委員からいろいろなお話を頂きました。県内では、これまでにない状況が続いているということで、9月8日の台風以来、緊張感を持って、対策について取組を進めています。

県境をまたがる川の濁水に関係する、水田の数ミリグラム・パー・リットルという基準は、いわばそこがデッドラインだと考えております。川の濁度として環境基準値である25ミリグラム・パー・リットルも同じような考え方で捉えております。現状で、濁水は落ち着いてきておりますけれども、雨が降ったり、いろいろな状況の中で、川の状況は刻々と変わっているので、川も海も含めて、まず徹底的に対策に取り組んでいかなければいけないと考えております。常に現在の状況を定期的にしっかりと把握して、地域の方々、関係の団体、議会の皆様にもお示ししていくということが必要である。そして、その状況を見ながら、正に先ほど申し上げたようなデッドラインを念頭に置いた場合に、緊急的にやらなければいけないのか、状況の推移を見守るのか、そこら辺の対策をしっかりと考え議論していくことが必要であると思っております。

そのためにも、委員のおっしゃった、危機管理対策会議での全庁連携がございましたけれども、現場でも必要ではないかということも、正におっしゃるとおりだろうと思っております。実は去る一昨日でございましたけれども、関係局長で危機管理対策会議を開催させていただきまして、濁水の現場である県西地域に、連絡会議を新たに設置することを、その対策会議の場で決めさせていただきました。今、県の機関だけではなくて、漁協ですとかあるいは用水路を管理しております土地改良組合ですとか、東京電力も入っていただく必要がございます。そういった調整をしております。できる限り早期に第1回の会議を開

催し、今申し上げたような現場の抱えている課題の共有化をしっかりとやってまいりたいと考えております。

赤井委員

連絡会を現場に設置して、関係各団体との情報の共有、そしてまた対応を図っていく、環境農政局長から前向きな話を頂きました。県境を挟んでの水戦争になっていますので、そういう意味では、こちらは神奈川県としてしっかりと団結して静岡と戦争しないと、向こうだって逃げてしまいますから、そういう意味ではしっかりと監視をしながらやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

赤井委員

公明党県議団として意見を申し上げます。

まず、湘南海岸の松枯れが目立ってきておりますが、白砂青松の存続、これは神奈川県観光振興など、大事な資源であります。国、県、市、私有林と、所有者は様々な形があり、また管理体制もばらばらではあります。しかし、県の大事な財産であることから、県としてこれらの松枯れ対策を援助する体制をしっかりとつくっていただくことを望みます。

次に、台風第9号による豪雨被害で被災した酒匂川上流域の影響で、各地、各種団体、機関に被害が及んでおります。災害復旧については一部、局地激甚災害が指定され対策が始まっておりますが、これは工事等を指定されているため、今後起きてくる災害などへの対応が適用されないこととなります。上流での復旧工事に今後3年ほどかかると言われているところですので、農業用水や水道用取水、アユ漁、そして漁業への影響は計り知れないものがあります。幸い、人的災害が少なかったものの、各関係者にとっては死活問題であります。今回の豪雨被害発生時の県機関の対応は、満足できるものではなかったようにも思います。また、現時点でも、現地現場主義とは言い難い、危機管理への対応が甘いと言わざるを得ません。県の関係機関と漁協、農協など、現場の声を直接伺いながら、現場で即対応できるような体制を早期につくり、最良の対策と今後の災害防止へ頑張っていたいただきたいと思っております。

以上、公明党県議団として、本委員会に提出された諸議案に賛成いたします。

赤井委員

湘南海岸の松枯れ対策は非常に重要であると考えているので、基本的には賛成したいと考えている。ただし大磯町内の松林で国が管理している松林は県土整備局の所管であるという。その辺の整理はどうなっているのか。

水・緑部長

松林を管理している所管課はそれぞれ分かれており、一体的な対策は行っていない状況である。それぞれの所管課において情報交換しながら効果的な松枯れ対策を進めていきたいと考えている。

赤井委員

当常任委員会だけで、このことについて決めてしまうことができない部分があると考え。全ての松林をクロマツの群生に変えるべきだというという記載については少し検討しなければならないと思われる。また当局から現在、県が行っている事業の取組について陳情者に詳しい説明をお願いしたいと思う。よって今回は継続審査とすべきと考える。